公　　告

愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例（昭和46年愛知県条例第６号）第６条第４項の規定に基づき、令和７年４月１日以後の利用から適用される愛知県一宮総合運動場の利用料金の額を次のように承認した。

令和７年３月２８日

愛知県知事　　大　村　秀　章

愛知県一宮総合運動場の利用料金の額

使用料金の名称	区分		単位	利用料金の額（単位円）	備考
会議室	会議室		午前	1,200	
			午後	1,400	
			夜間	1,200	
野球施設	野球場	平日	１面２時間につき	1,600	
			１面４時間につき	3,200	
			１面８時間につき	4,900	
		土曜日、日曜日及び休日	１面２時間につき	1,900	
			１面４時間につき	3,800	
			１面８時間につき	5,900	
蹴球施設	蹴球場	平日	２時間につき	1,600	
			４時間につき	3,200	
			８時間につき	4,900	
		土曜日、日曜日及び休日	２時間につき	1,900	
			４時間につき	3,800	
			８時間につき	5,900	
	附属照明設備		３０分につき	2,500	
庭球施設	庭球場	平日	１コート２時間につき	700	
			１コート４時間につき	1,400	
			１コート８時間につき	2,100	
		土曜日、日曜日及び休日	１コート２時間につき	750	
			１コート４時間につき	1,500	
			１コート８時間につき	2,250	

水泳施設	専用利用		平日		４時間につき	44,700	
			土曜日、日曜日及び休日		４時間につき	67,100	
	一般利用		１回券	中学生以下の者	一人一回につき	150	
				その他の者	一人一回につき	450	
			回数券	中学生以下の者	回数券	1,500	
				その他の者	回数券	4,500	
陸上競技施設	陸上競技場	専用利用			４時間につき	12,500	
					８時間につき	22,300	
		一般利用	団体	50人以下のもの	４時間につき	2,800	
					８時間につき	5,300	
				51人以上100人以下のもの	４時間につき	6,400	
					８時間につき	10,500	
				101人以上のもの	４時間につき	9,900	
					８時間につき	17,700	
			個人		４時間につき	200	
					回数券	2,000	
	運動器具	各種目の運動器具をまとめて利用する場合			１日につき	8,900	
		周回表示器			１日１式につき	390	
		やり			１日１点につき	390	
		円盤			１日１点につき	190	
		砲丸			１日１点につき	110	
		ハンマー			１日１点につき	110	
		走高跳用高度計			１日１点につき	190	
		棒高跳用高度計			１日１点につき	190	
		決勝審判台			１日１点につき	780	
		風向風速計			１日１点につき	190	
		気圧計			１日１点につき	190	
		巻尺			１日１点につき	110	
		ストップウォッチ			１日１点につき	110	
		写真判定装置			１日１式につき	13,300	
ゲートボール施設					１面２時間につき	300	
					１面４時間につき	600	
					１面８時間につき	900	

競技場	競技場	平日	1面2時間につき	1,600	
			1面4時間につき	3,200	
			1面8時間につき	4,900	
		土曜日、日曜日及び休日	1面2時間につき	1,900	
			1面4時間につき	3,800	
			1面8時間につき	5,900	
附属設備	拡声装置		1日1式につき	1,900	
	いす（長いす）		1日1点につき	120	
	いす（1人掛用）		1日1点につき	40	
	演台		1日1点につき	390	
	表彰台		1日1点につき	110	
	電気メガホン		1日1点につき	190	
	天幕		1日1点につき	390	
	長机		1日1点につき	140	
	巻尺		1日1点につき	110	
	ストップウォッチ		1日1点につき	110	

この表において、「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいう。